

成田市社会福祉協議会子ども会等助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、成田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が成田市内に所在する子ども会または区・自治会・町内会（以下「子ども会等」という。）が児童を対象に実施する行事について、その費用の一部を助成することにより、学校外活動の場及び機会の充実に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 この助成金は、子ども会等が実施する行事に要する経費について、予算の範囲内で経費の一部を助成する。ただし、同一子ども会等を対象とする場合は一年度あたり1回の助成とする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする子ども会等は、子ども会等行事助成金申請書（様式1号）に参加児童の名簿を添付し、会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 前条の申請を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付の決定を行う。

(交付金額)

第5条 子ども会等に対し、行事に参加した児童一人当たり200円を助成する。

(実績報告)

第6条 会長は、助成金交付の対象となった子ども会等に対して実績の報告を求めることができる。

(助成金の決定取消及び返還)

第7条 次のいずれかに該当するときは、助成金交付決定取消、またはすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 交付申請の内容に変更があったとき
- (2) 他の用途に使用したとき
- (3) 申請内容に不正な行為があったとき

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1号

年 月 日

成田市社会福祉協議会

会長 様

子ども会等名称

申請人氏 名

㊟

住 所

電話番号

子ども会等行事助成金交付申請書

下記事業について、助成金の交付を受けたいので、成田市社会福祉協議会子ども会等助成金交付要綱第3条の規定に基づき申請します。

記

1 実施日 年 月 日

2 行事内容

3 実施場所

4 参加児童数 人

5 申請金額 円